

○ サイバー犯罪の未然防止に関する官民連携の取組の推進について（通達）

令和4年9月1日サ対甲達第30号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 令和4年9月1日付けサ対甲達第29号「石川県警察サイバー防犯ネットワーク設置要綱の制定について（通達）」

デジタル化の進展等に伴い、新しいサービスや技術を悪用したサイバー犯罪が頻々と発生し、その手口は悪質・巧妙化の一途をたどるなど、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

こうしたサイバー犯罪に的確に対処し、サイバー空間の安全・安心を確保していくためには、警察の総合力だけでなく、関係機関・団体及び企業が一体となった官民連携の取組を推進していく必要がある。

この度、対号のとおり「石川県警察サイバー防犯ネットワーク」を設置したところであり、同ネットワークにおける加盟機関・団体等を増加させていくことは、サイバー犯罪の未然防止を図るとともにサイバーセキュリティ意識の向上に繋がる重要な取組である。

よって、各部門が連携の上、各種キャンペーン等のあらゆる機会、SNS等各種広報啓発活動を積極的に展開の上、同ネットワークの周知及び加盟機関・団体及び企業の募集を強力に推進されたい。